

参議院内閣委員会會議録第一二号

昭和五十九年三月二十七日(火曜日) 午前十時開会

委員の異動

一月二十三日

柄谷 道一君

補欠選任 井上 計君

二月三日

井上 計君

補欠選任 柄谷 道一君

三月二十六日

辞任 穉山 篤君

補欠選任 赤桐 操君

出席者は左のとおり。

委員長 高平 公友君

理事 亀長 友義君

坂野 重信君

小野 明君

太田 淳夫君

板垣 正君

岡田 広君

沢田 一精君

林 寛子君

林 道君

松垣徳太郎君

堀江 正夫君

野田 哲君

内藤 功君

柄谷 道一君

国務大臣

国務大臣 (内閣官房長官) 藤波 孝生君

政府委員

国務大臣 (総理府総務長) 中西 一郎君

国務大臣 (行政管理庁長) 後藤田正晴君

国務大臣 (防衛庁長官) 栗原 祐幸君

人事院総裁 内海 倫君

人事院事務総局 服部 健三君

管理局長 渡辺 尚君

内閣総理大臣官 房会計課長 橋本 豊君

兼内閣参事官 山本 悟君

兼内閣参事官 勝山 亮君

兼内閣参事官 古橋源六郎君

兼内閣参事官 前山 勇君

兼内閣参事官 門田 英郎君

兼内閣参事官 竹村 晟君

兼内閣参事官 佐々 淳行君

兼内閣参事官 宍倉 宗夫君

兼内閣参事官 梅岡 弘君

兼内閣参事官 林 利雄君

本日の會議に付した案件

○ 国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調

査並びに国の防衛に関する調査

(今期国会における本委員会関係の内閣提出予

定法律案に関する件)

(防衛庁の基本方針に関する件)

(総理府関係の施策に関する件)

(昭和五十九年度内閣、総理府関係予算に関する

件)

(行政管理庁の基本方針に関する件)

(昭和五十九年度防衛庁関係予算に関する件)

(昭和五十九年度皇室費に関する件)

○ 委員長(高平公友君) ただいまから内閣委員会

を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

昨二十六日、穉山篤君が委員を辞任され、その

補欠として赤桐操君が選任されました。

○ 委員長(高平公友君) 国家行政組織及び国家公

務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する

調査を議題といたします。

まず、今期国会における本委員会関係の内閣提

出予定法律案について説明を聴取いたします。藤

波内閣官房長官。

○ 国務大臣(藤波孝生君) 今国会の内閣提出予定

法律案は、三月二十七日現在、総件数八十三件で

あり、うち予算関係法律案は四十三件ございま

す。

このうち、既に国会に提出されておりますもの

は四十六件でございます。

なお、現在国会に提出されていない法律案につ

きましては、できる限り早期に提出するよう努力

中でございます。

これら内閣提出法律案のうち、参議院内閣委員

会に付託が予想されます法律案は六件、そのうち

予算関係法律案は五件になることと思っております。

これらの法律案の件名及び要旨はお手元の資料の

とおりでございます。

なお、委員会への付託は、議院において決定さ

れる問題でございますので、若干の変更もあろう

かと存じます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 委員長(高平公友君) 次に、防衛庁長官から所

信を聴取いたします。栗原防衛庁長官。

○ 国務大臣(栗原祐幸君) 先般、防衛庁長官を拝

命いたしました栗原祐幸でございます。

厳しい内外の情勢下に国の基本にかかわる防衛

行政を担うことになり、責任の重大さをひしひし

と感じております。微力ではございますが、委員

長を初め委員各位の御鞭撻のもとに全力を挙げて

この大任に取り組む覚悟であります。

重ねて各位の御理解と御協力をお願いして、就

任のあいさつといたします。

次に、我が国当面の防衛政策につき、この際、

若干所見を申し述べさせていただきますかと思いま

す。

御案内のとおり、米ソ両大国を軸として東西両

陣営に強い不信感が存在し、国際情勢の流動化の

中で世界各地に紛争と緊張が続いておりますこと

は冷厳な事実でございます。特に、我が国周辺に

おいてはソ連極東軍の増強が顕著であり、我が国

といたしましては重大な関心を持たざるを得ない

状況であります。

我が国は西側諸国の有力な一員として現実的に

世界の平和と安定に寄与しなければならぬと考

えますが、このためには、まずもって憲法の許容

する範囲においてみずからの国はみずから守る

の気概で防衛力の整備を着実に図らなければなら

ないと思っております。

もちろん、米国との協力関係を揺るぎなきもの

とするため、日米安全保障体制を堅持し、その円

滑な運用に努めてまいることは当然であります。かかる観点に立つて我が国の防衛力の現状を見ますと、防衛計画の大綱水準にまだ到達しておらぬのみか、装備の老朽化、継続能力、抗堪性、あるいは即応態勢の不足等、改善を要する点が多く残されております。

昭和五十九年度防衛予算は、一、五六中業の第二年度として引き続き質の高い防衛力の着実な整備に努めること、二、練度の維持向上等、現態勢の維持に努めること、三、基地周辺対策及び提供施設の整備等に必要経費の確保に努めること、以上三点を基本方針として作成いたしました。大綱水準への到達にぎりぎりの努力をしたものであります。厳しい財政状態ではありますが、国防の重要性にかんがみ、各位の御理解と御協力を切に願うものであります。

言うまでもなく、国の安全保障は政治、経済、教育、文化等各部門が整然として秩序ある営みをするることによって実現されるものであります。その中で、他国からの侵略を排し、国民の平和と安全を守る自衛力の整備は極めて重要な役割であります。国民各位にこの認識をさらに深めていただくかどうかが今後の防衛政策の大きな課題でございます。

このため、私は自衛隊の統括責任者として、シビリアンコントロールに意を用い、隊の規律を厳正にし、教育訓練に力を用い、国民各位から頼りにされる存在になるよう、自衛隊の指導をする所存であります。

ここで、先般の事件、事故について御報告を申し上げます。

第一に、去る二月二十七日、陸上自衛隊山口射撃場で、兼信雄一二等陸士が、訓練中、小銃を隊員に向け発砲し、隊員四名を死傷させた事件であります。

また、この事件との関係で種々反省すべき事項が明らかとなりましたので、先般一連の対応策をまとめたところであります。

第二に、同じ二月二十七日、海上自衛隊の対潜飛行艇P S Iが、瀬戸内海伊予灘に墜落し、乗員十二名が殉職した事故であります。

昨年四月のP S I型機の事故から一年を経ないうちに再びかかる事故により貴重な隊員の生命と航空機を失ったことは、まことに遺憾であります。現在、未収容の遺体、機体の捜索、揚収に引き続き全力を挙げる一方、P S I及びU S I全機について特令検査を鋭意実施しているところであります。私は、この事故の原因を徹底的に究明して再発防止に万全を期し、国民の信頼を損なうことのないよう努めてまいる所存であります。

防衛二法を初め国の防衛に関する万般の事項を所管されている当委員会での御議論を通じ、御指導、御忠告をいただければ甚だ幸いであります。一言申し述べて、ごあいさついたします。

○委員長(高平公友君) 次に、総理府総務長官から所信及び昭和五十九年度内閣、総理府関係予算の説明を聴取いたします。中西総理府総務長官。○國務大臣(中西一郎君) 所信を表明いたします。前に、一言就任のごあいさつをさせていただきます。

私は、昨年暮れの第二次中曽根内閣の発足に際しまして、総理府総務長官を拝命いたしました。微力ではございますが、所管事項について誠心誠意努力してまいる所存でございますので、委員長初め委員各位の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。

総理府本府の所管行政につきまして、所信の一端を申し上げます。

初めに、今国会において御審議いただいております恩給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。この法律案は、昭和五十八年度の公務員給与の改善を基礎として恩給年額を増額するとともに、戦没者遺族に支給する公務扶助料等についても

き得る限りの配慮をし、現下の厳しい財政事情のもとではございますが、恩給受給者の処遇の一層の充実を図ろうとするものであります。

次に、法律案以外の事項について申し上げます。

今日、青少年の非行の増加が深刻な社会問題となっており、また青少年を取り巻く社会環境は俗悪な出版物のはんらんや享樂的施設が増加するなど悪化しつつあり、我が国の将来を考えると、まことに憂慮すべき状況にあります。

総理府としては青少年の健全育成に携わる省庁の総合調整を図る立場から、青少年非行防止について家庭、学校、地域社会及び地方公共団体の協力連携を呼びかけ、全国的な運動を展開しているところであります。引き続き施策の充実を努めることといたしております。また、昭和六十年は国連の定めた国際青年年であり、先般国際青年年事業推進会議の設置を閣議決定し、関係省庁の御協力を得ながら、その準備を進めることといたしております。

次に、緑化の推進につきましては、昨年緑化推進連絡会議におきまして、地域住民に密着した市町村が主体となり、広く地域住民、民間団体等の参加を得て全国的に幅広い緑化運動を展開すること等を内容とした緑化推進運動の実施方針を決定したところであります。この実施方針に基づきまして、引き続き政府、民間相まって国土の緑化がより効果的に実現されるよう努めてまいる所存であります。

また、公務員制度に関しましては、行政に対する国民の信頼を確保するため、官庁綱紀の厳正な保持及び公務効率の増進に一層努力するとともに、公務員に対する適切な処遇の確保に努めてまいる考えであります。

その他の所管事項につきましても、諸施策の推進に一層の努力を傾注してまいる所存であります。ここに所信の一端を申し上げます。委員各位の深い御理解と格段の御協力を願ひする次第でございます。

引き続き、昭和五十九年度における内閣及び総理府所管の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたします。

内閣所管の昭和五十九年度における歳出予算要求額は百五億三千八百五十六万五千円でありまして、これを前年度歳出予算額百二億九千八百二十二万五千円に比較いたしますと二億四千三百三十四万円の増額となっております。

以下、順を追って申し上げますと、内閣官房に必要な経費四十三億一千五百五十三万一千円、内閣法制局に必要な経費五億五千三百九十六万円、人事院に必要な経費五億四千四百九十六万円、国防会議に必要な経費一億二千四百六十六万八千円であります。

次に、総理府所管の昭和五十九年度における歳出予算要求額は六兆四千六百九十七億一千七百八十四万四千円でありまして、これを前年度歳出予算額六兆二千八百三十八億八千二百八十三万二千円に比較いたしますと一兆八百五十八億二千七百九十五万二千円の増額となっております。

このうち、当委員会において御審議を願っております総理府、青少年対策本部、日本学術会議、宮内庁、行政管理庁及び総務庁の歳出予算要求額は一兆八千八百七十二億六千三百八十万三千円でありまして、これを前年度歳出予算額一兆八千七百七十七億三千九百七十七万五千円に比較いたしますと六十億四千七百九十七万二千円の減額となっております。

なお、総務庁が昭和五十九年七月一日発足するため、総理府の一部、青少年対策本部及び行政管理庁につきましては、それぞれ昭和五十九年四月から六月までの三カ月予算を計上しておりますが、前年度との増減比較のため、便宜上従来の組織に年間分が計上されたものとして御説明申し上げます。

以下、順を追って申し上げますと、総理府に必要な経費一兆七千七百八十八億二千八万四千円、青少年対策本部に必要な経費二十一億六千六百八十八万一千円、日本学術会議に必要な経費七億

八千七百五十七万二千円、宮内庁に必要な経費七十二億二千九百三十五万三千円、行政管理庁に必要な経費二百十八億六千七百九十七万二千円であります。

また、総務庁に必要な経費につきましては再掲であります。一兆三千四百五億六千九百三十一万二千円あります。

次に、これらの経費について、その概要を御説明いたします。

総務本府に必要な経費は、交通安全対策、広報及び世論調査、恩給の支給、統計調査等のための経費でありまして、前年度に比較して七十四億七千九百三十四万四千円の減額となっております。

青少年対策本部に必要な経費は、青少年非行防止活動、青少年健全育成国民運動、青年の国際交流及び国民健康体力増強等のための経費でありまして、前年度に比較して九百九十九万八千円の減額となっております。

日本学術会議に必要な経費は、科学に関する重要事項の審議、内外の研究連絡調査と国際共同事業の協力に関する業務等に必要な経費でありまして、前年度に比較して六千七百七十一万七千円の減額となっております。

宮内庁に必要な経費は、皇室の公的御活動、皇室用財産の維持管理に附帯して必要となる経費等でありまして、前年度に比較して二億八千七百七十九万九千円の増額となっております。

行政管理庁に必要な経費は、行政管理庁一般行政及び国の行う統計調査事務に従事する地方公共団体職員等の設置の委託等のための経費でありまして、前年度に比較して三億九千九百八十七万七千円の増額となっております。

総務庁に必要な経費は、総務庁一般行政、恩給の支給、統計調査及び青少年対策等のための経費であります。

また、以上のほかに国庫債務負担行為として、総務庁において二十二万九千円を計上いたしております。

以上をもって、昭和五十九年度内閣及び総務府

所管の歳出予算要求額の概要の説明を終わります。

よろしく御審議くださるようお願いをいたしました。

○委員長(高平公友君) 次に、行政管理庁長官から所信を聴取いたします。後藤田行政管理庁長官。

○國務大臣(後藤田正晴君) 先般の第二次中曾根内閣の発足に当たりまして、行政管理庁長官を拝命いたしました後藤田正晴でございます。

行政改革は、今や実行の段階であり、大変難しい時期に差しかかっております。誠心誠意この国民的課題に取り組んでいきたいと存じますので、委員長初め皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。

次に、第一回国会における内閣委員会の御審議に先立ちまして、行政管理庁が所管する業務運営の基本的考え方につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、行政改革について申し上げます。政府は、かねてから行政改革を内政における最重要課題の一つとして位置づけ、臨時行政調査会の各答申の趣旨を踏まえつつ、誠実にその推進に努めており、逐次その具体的成果を上げてきていくところであります。

昨年の秋の第百回臨時国会におきましては、国家行政組織法の改正、総務府本府と行政管理庁の統合再編成等行政改革関連の七件の法律案の御審議をお願いし、幸いに、これら法律案の成立を見たところであります。

さらに、今回の昭和五十九年度予算編成に際しては、行政組織の再編合理化、現業、公社、特殊法人等の改革合理化、行政事務の整理、国と地方を通ずる行政の簡素化、効率化等広範に及ぶ改革課題に、政府としての当面の実施方針を取りまとめたいわゆる昭和五十九年度行政改革大綱を決定したところであります。

既に、この方針に沿って順次所要の法律案が各所管省庁において取りまとめられつつあり、逐次

今国会に提案されてきているところであります。行政管理庁といたしましては、今後とも既定の方針に沿って所要の改革施策が着実に実施に移されるよう改革の推進に積極的に関与してまいり所存であります。

第二に、昭和五十九年度の行政機構、定員等の審査について申し上げます。

まず、行政機構につきましては、機構の膨張を抑制しつつ、内外の新たな政策課題に対応するため、臨時行政調査会の答申の趣旨に沿って省庁内部部局の再編成を行うこととし、十省庁について二十局十八部の新設を認めるとともに二十局十九部の廃止を行うこととしたほか、附属機関等及び地方支分部局の整理合理化を図ることいたしました。

次に、特殊法人につきましては、臨調答申等に基き三件六法人の統合を行うこととしております。

国家公務員の定員につきましては、第六次定員削減計画に基づく定員削減を強力に推進するとともに、新規行政需要に係る増員につきましても必要最小限度に厳しく抑制いたしました。この結果、行政機関等の職員につきましては昭和四十四年の総定員法施行以降で最大規模の三千九百五十三人の純減を図ることとしております。今後とも、行政機構、定員等の審査に当たりましては、膨張抑制の方針を堅持しつつ、新しい時代の要請に即応した行政組織の実現に努めてまいり所存であります。

第三に、行政監察について申し上げます。現在、政府の各分野において行政改革が実行に移されつつありますが、その推進を図るため、実証的な資料に基づき行政の効率化、適正化を推進するという行政監察の機能を最大限に発揮してまいり所存であります。

そこで、昭和五十九年度の行政監察につきましては、効率的かつ重点的な業務の実施に配慮しつつ、行政改革の推進を主眼として運営してまいり所存であります。

具体的には、各省庁共通の分野の問題として許可の整理合理化、特殊法人、附属機関の事務事業の合理化、国の地方行政への関与の改善等を取り上げるほか、主要な行政分野の諸問題につきましても、その制度、施策、役割等について思い切った見直しを行っていくと考えております。

次に、地域における行政監視、苦情救済業務につきましましては、地域における行政運営の改善を積極的に推進するため、両者の積極的な連携を図り、一体的、有機的に運用してまいり所存であります。

このうち、地域における行政監視につきましては、国民生活に密接に関連する行政運営上の問題等について、地域住民の意見、要望等を的確に把握し、適時適切な監察を行うほか、行政の窓口サービスの上を一層推進することとします。また、苦情救済業務につきましましては、苦情事案の解決に当たり、必要に応じて監察機能の積極的な活用、民間有識者の意見の反映、関係機関との連携の強化などの措置をとることとしております。これら監視、救済業務を通じ、国民の行政に対する信頼の確保に努めてまいり所存であります。

第四に、行政情報システムの総合調整業務について申し上げます。最近のように、情報化社会が著しく進展している状況にあつては、行政情報システムは行政運営の合理化を推進するために欠くことのできない手段となつており、また国民生活にも密接なかわりを持つに至つております。

そこで、当庁としましては、時代の変化、情報関連技術の進展に即応できるよう、行政情報システムの総合調整機能の一層の強化に努めることとし、特にOA等事務処理の近代化、情報公開、プライバシー保護等の諸問題について積極的に取り組んでまいり所存であります。

最後に、統計の総合調整についてであります。申すまでもなく、統計は社会経済の現状を把握する手段として欠くべからざるものであり、このため、社会経済情勢の変化に伴う行政上の需要

に的確に対応した精度の高い統計を作成し、その活用を推進することが極めて重要であります。

一方、統計調査に伴う国民負担の軽減や行政の簡素化の観点から、効率的な統計調査を実施することも強く要請されているところであり、当庁といたしましては、この両面に配慮しつつ、昭和五十九年行政改革大綱において決定された統計の整理再編の着実な実施を図るなど、統計調査の改善合理化を積極的に推進してまいり所存であります。

以上、当庁所管行政の業務運営の基本的考え方につきまして申し述べましたが、当庁といたしましては、政府部内にあつては、行政改革、行政運営の改善を推進する全般的な責任を負つて立場から、国民の期待にこたえるべく簡素で効率的かつ適正な行政の実現を目指して最善の努力を傾けてまいり所存であります。

委員各位におかれても、一層の御理解と御支援をいただきますようお願いをする次第でございます。

○委員長(高平公友君) それでは次に、昭和五十九年度の防衛庁関係予算について政府委員から説明を聴取いたします。大倉防衛庁経理局長。

○政府委員(大倉宗夫君) 昭和五十九年度の防衛庁予算について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛本庁について申し上げます。昭和五十九年度の防衛本庁の歳出予算額は二兆六千二百三十八億七千三百三十三万円で、前年度の当初予算額に比べますと一千六百八十四億四千二百万円増加となっております。

次に、新規経費は、昭和五十九年度甲型警備艦建造費等で一千四百八十七億八千六百万円、国庫債務負担行為は、武器購入、航空機購入、艦船建造、装備品等整備等で九千八百十六億九千三百万円となっております。

次に、防衛本庁の予算の内容について申し上げます。昭和五十九年度予算においては、防衛計画の大綱の水準をできるだけ早く達成する必要があると

の認識のもとに、他の諸施策との調和を図りつつ、質の高い防衛力を着実に整備することといたしております。

その際、現下の厳しい財政事情にかんがみ、練度の維持向上等現勢の維持に努めつつ、五六中業の第二年度として引き続き質の高い防衛力を着実に整備していくために必要最小限の経費を計上したものであります。特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、陸上装備、航空機、艦船等の主要装備については、更新近代化を中心としてその整備を進めることとし、特に対潜哨戒機P3C及び要撃戦闘機F15の第五次調達を行うほか、護衛艦隊の近代化のため護衛艦三千四百トン型三隻の建造に着手するとともに、輸送能力の確保、強化のため輸送ヘリコプターCH47の導入を図ることとしております。

第二に、防衛力を効果的に発揮させるため、弾薬の備蓄、魚雷、機雷の実装化を初めとする継続能力、即応態勢の着実な充実に努力するとともに、航空機用掩体の建設等抗堪性の向上にも配慮しつつ、中央指揮システムの充実等指揮通信能力の向上のための諸施策を引き続き進めることとしております。

第三に、教育訓練関係経費については、平時における自衛隊業務の中心をなす教育訓練の重要性にかんがみ、練度の維持向上を図るため、必要な経費を計上しております。

第四に、隊員施策については、前年度に引き続き自衛官の停年延長、就職援護施策等を実施することとしております。

第五に、研究開発を推進し、防衛力の質的水準の維持向上に努めることとし、引き続き、新戦車、地对艦誘導弾、中等練習機、新対潜ヘリコプターシステム等の開発を実施するとともに、新たに装甲戦車及び水上艦用ソーナーの開発に着手することとしております。

以下、機関別の主な内容について申し上げます。

陸上自衛隊の歳出予算額は一兆七百七十五億三千九百万円、国庫債務負担行為は二千七百七十六億一千九百万円となっております。

陸上装備については、七四式戦車六十両、七三式装甲車十五両、七五式百五十五ミリ自走り榴弾砲十三門、二百三ミリ自走り榴弾砲十二門、新百五十五ミリりゅう弾砲三十八門等の調達を予定しております。

地对空誘導弾については、一個群の改良ホークへの改装及び〇・五個群の改良ホークの改善を予定するとともに、八一式短距離地对空誘導弾七セツト等の調達を予定しております。

航空機については、対戦車ヘリコプター五機、観測ヘリコプター九機、多用途ヘリコプター四機、輸送ヘリコプター二機、合わせて二十機の調達を予定しております。

海上自衛隊の歳出予算額は七千五百九十九億八千四百万円、新規経費は一千四百八十七億八千六百万円、国庫債務負担行為は二千七百七十七億一千万円となっております。

艦艇については、護衛艦三千四百トン型三隻、潜水艦二千二百トン型一隻、掃海艇四百四十トン型二隻、補給艦八千三百トン型一隻、合わせて七隻の建造に着手するほか、艦艇の近代化二隻を予定しております。

航空機については、対潜哨戒機八機、救難飛行艇一機、訓練支援機一機、計器飛行練習機一機、対潜ヘリコプター七機、救難ヘリコプター一機、初級操縦練習ヘリコプター二機、新対潜ヘリコプター用機体一機、合わせて二十二機の調達を予定しております。

航空自衛隊の歳出予算額は七千五百八十七億二千九百万円、国庫債務負担行為は四千四百六十一億九千九百万円となっております。

整備するとともに、能力向上のための試改修を終了し、実用試験を行うことといたしております。

地对空誘導弾については、八一式短距離地对空誘導弾三セツト等の調達を予定しております。

内部部局、統合幕僚会議及び施設等機関等の歳出予算額は八百六十六億三千万円、国庫債務負担行為は四百六十一億八千二百九百万円となっております。

各種装備品等の研究開発費、その他各機関の維持運営に必要な経費であります。

以上のうち、昭和五十一年十一月五日に閣議決定された「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」に基づき国防会議に諮り決定されたものは、七四式戦車等主要陸上装備の調達、地对空誘導弾ホークの改装、八一式短距離地对空誘導弾の調達、対戦車ヘリコプター、輸送ヘリコプター、対潜哨戒機、要撃戦闘機等航空機五十八機の調達及び護衛艦三千四百トン型等艦艇七隻の建造であります。

続いて、防衛施設庁について申し上げます。昭和五十九年度の防衛施設庁の歳出予算額は三千六百四十七億七千万円、前年度の当初予算額に比べますと百九十九億六千八百万円の増加となっております。

また、国庫債務負担行為は、提供施設整備及び提供施設移設整備で五百九十七億二千九百万円となっております。

次に、防衛施設庁の予算の内容について申し上げます。昭和五十九年度予算において、特に重点を置いた事項は次のとおりであります。

第一に、基地周辺対策事業については、住宅防首工事の助成に重点を置き、基地周辺地域の生活環境の整備等を図ることとしております。

第二に、在日米軍駐留経費の負担については、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、地位協定の範囲内で前年度に引き続き実施することとし、特にF16三次配備に伴う施設整備費については、配備計画の円滑な実施のために所要の経費を計上しております。

以下、各項目の主な内容について申し上げます。
施設運営等関連諸費は二千五百八十七億二千万円となっております。

このうち、基地周辺整備事業については、基地問題の実態に有効に対処し得るように、個人住宅の防音工事費五百億二千四百万円を含め、一千四百六十八億二千六百万円を計上しております。

このほか、日米安全保障体制の円滑な運営に資するため、提供施設の整備として歳出予算に五百十三億三千四百万円、国庫債務負担行為で五百十三億六百万円をそれぞれ計上しております。

調達労務管理費については、駐留軍従業員の離職者対策及び福祉対策等に要する経費として二百四億八千七百万円を計上しております。

提供施設移設整備費については、提供施設の整理統合の計画の処理を図るため、歳出予算に九十四億一千百万円、国庫債務負担行為で六十四億二千二百万円をそれぞれ計上しております。

その他、相互防衛援助協定交付金一億四千二百萬円、一般行政事務に必要な防衛施設庁費二百十八億八千六百万円を計上しております。

以上申し述べました防衛本庁及び防衛施設庁予算に国防会議算を加えた昭和五十九年度防衛関係費は二兆九千三百四十六億四千五百万円となり、前年度の当初予算額に比べますと一千八百四億一千万円、六・五五%の増加となっております。

以上をもちまして、防衛本庁及び防衛施設庁の予算の概要説明を終わります。

○委員長(高平公友君) 次に、昭和五十九年度皇室費について政府委員から説明を聴取いたします。山本宮内庁次長。

○政府委員(山本悟君) 昭和五十九年度における皇室費の歳出予算について、その概要を御説明いたします。

皇室費の昭和五十九年度における歳出予算要求額は二十七億八千六百七十七千円でありまして、これを前年度予算額二十八億二千四百六十七万八千円に比較いたしますと四千三百五十一万一千

の減少となっております。

皇室費の歳出予算に計上いたしましたものは、内廷に必要な経費、宮廷に必要な経費及び皇族に必要な経費であります。

以下、予定経費要求書の順に従って事項別に申し述べますと、内廷に必要な経費二億三千九百万円、宮廷に必要な経費二十三億七千八百八十七万七千円、皇族に必要な経費一億七千二百八十八万七千円を計上しております。

次に、その概要を御説明いたします。

内廷に必要な経費は、皇室経済法第四条第一項の規定に基づき、同法施行法第七条に規定する定額を計上することになっておりますが、前年度と比較して一千八百万円の増加となっております。

これは内廷費の定額二億二千九百万円を昭和五十九年度においては二億三千九百万円に増額改定することを予定していることによるものでありまして、これに伴う皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、今次国会に提出いたし、御審議を願うことになっております。

宮廷に必要な経費は、内廷費以外の宮廷に必要な経費を計上したものでありまして、その内容といたしましては、皇室の公的御活動に必要な経費三億五千七百十三万六千円、皇室用財産維持管理等に必要な経費二十億一千四百七十五万一千円でありまして、前年度と比較して六千九百二十万三千円もの減少となっております。

皇族に必要な経費は、皇室経済法第六條第一項の規定に基づき、同法施行法第八条に規定する定額によって計算した額を計上することになっておりますが、前年度と比較して七百六十九万二千円もの増加となっております。これは、内廷費と同様に、年額算定の基礎となる定額二千四百万円を昭和五十九年度においては二千二百万円に増額改定することを予定していること等によるものでありまして、これに伴う皇室経済法施行法の一部を改正する法律案は、今次国会に提出いたし、御審議を願うことになっております。

以上をもちまして、昭和五十九年度皇室費の歳

出予算計上額の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長(高平公友君) 以上で所信及び予算の説明聴取は終わりました。

○委員長(高平公友君) この際、内海人事院總裁から発言を求められておりますので、これを許します。内海人事院總裁。

○政府委員(内海倫君) ごあいさつを申し上げます。

先般、国会の御同意を得まして、人事院總裁を拜命いたしました内海倫でございます。浅学非才の身を省みまして、大変身の引き締まるような思いをいたしております。

国家公務員法の掲げております公務の民主的かつ能率的な運営の保障という目的を実現いたすため、人事院總裁として新たな決意を持って人事行政に取り組み、人事院の使命達成のために非力にむちうちまして、全力を傾けてまいりたい所存でございます。

内閣委員会の委員諸先生には特にいろいろお世話をかけることと存じますが、何とぞよろしくお教えをいただき、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

○委員長(高平公友君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十九分散会

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
一、運輸省設置法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案
皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法(昭和二十二年法律第百十三

号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「九百九十万円」を「千八百万円」に、「三百三十万円」を「六百万円」に改め、

同条第二号中「九十万円」を「百六十万円」に、「二十万円」を「三十五万円」に改める。

第七条中「二億二千万円」を「二億五千七百万円」に改める。

第八条中「二千四百万円」を「二千三百六十万円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 昭和五十九年度における改正後の第七条及び第八条の規定の適用については、改正後の第七條中「二億五千七百万円」とあるのは「二億三千九百万円」と、改正後の第八條中「二千三百六十万円」とあるのは「二千二百万円」とする。

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「海運局」を「地方運輸局」に、「第三款陸運局(第四十七條―第四十九條)」を「第三款削除」に改める。

第三十九條中「左の」を「次の」に、「海運局陸運局」を「地方運輸局」に改める。

「第一款 海運局」を「第一款 地方運輸局」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條(所掌事務)

第四十條 地方運輸局は、運輸省の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一 所掌事務に関する調査及び統計に関すること。

と。

- 二 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査に関する事。
- 三 所掌事務に係る事業の運賃及び料金に関する事。
- 四 所掌事務に係る事業の財務に関する事。
- 五 所掌事務に係る事業の労務に関する事。
- 六 所掌事務に関する買収及び補償に関する事。
- 七 運輸に関して、観光事業の発達、改善及び調整を図ること。
- 八 運輸に関して、観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。
- 九 観光宣伝に関する事。
- 十 旅客定期航路事業の免許、許可及び認可に関する事。
- 十一 自動車航送貨物定期航路事業及び旅客定期航路事業の許可及び認可に関する事。
- 十二 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業及びその関連事業に係る実施計画の認定に関する事。
- 十三 内航海運業並びに内航海運組合及び内航海運組合連合会に関する事。
- 十四 船舶の譲渡、譲受及び貸渡しの許可に関する事。
- 十五 油濁損害賠償保障契約に関する事。
- 十六 日本船舶以外の船舶について日本各港間の運送及び不開港場への寄港の特許に関する事。
- 十七 海事代理士に関する事。
- 十八 海事思想の普及及び宣伝に関する事。
- 十九 第三号から第六号まで及び第十号から前号までに掲げるもののほか、水上運送事業及び水上運送の発達、改善及び調整に関する事。
- 二十 船舶、船舶用機関及び船舶用品の検査に関する事。
- 二十一 船舶に設置される海洋汚染防止設備等及び焼却設備の検査に関する事。
- 二十二 満載喫水線の指定に関する事。

- 二十三 船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関する事。
- 二十四 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関する事。
- 二十五 船舶の製造、修繕、引揚げ及び解体並びに船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事。
- 二十六 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造及び修繕に関する技術の改善に関する事。
- 二十七 船舶のトン数の測度及び登録に関する事。
- 二十八 モーターボート競走の施行に関する事。
- 二十九 船員の労働組合及び労働関係の調整に関する事（船員労働委員会の所掌に属するものを除く）。
- 三十 船員地方労働委員会に関する事。
- 三十一 船員の労働組合及び労働関係の啓発宣伝に関する事。
- 三十二 船員の労働条件、災害補償その他保護に関する事。
- 三十三 船員の最低賃金に関する事。
- 三十四 船員法における船内規律に関する事。
- 三十五 船員手帳に関する事。
- 三十六 船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関する事。
- 三十七 船員の職業紹介事業及び労務供給事業並びに船員の募集の改善及び調整に関する事。
- 三十八 船員の福利厚生に関する事。
- 三十九 船員に係る勤労者の財産形成に関する事。
- 四十 海技従事者の免許並びに船舶職員の資格及び定員に関する事。
- 四十一 水先に関する事。
- 四十二 外国船舶に係る航海当直体制及び船員

- の資格に関する事。
- 四十三 運輸大臣の指定する港湾施設の管理に関する事。
- 四十四 港湾における諸作業の改善、調整等に関する事。
- 四十五 港湾運送事業の発達、改善及び調整に関する事。
- 四十六 港湾運送事業及び検数人等に関する免許、許可、認可及び登録に関する事。
- 四十七 倉庫業その他の保管事業に関する許可及び認可に関する事。
- 四十八 倉庫業その他の保管事業に関する寄託約款に関する事。
- 四十九 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関する事。
- 五十 廃油処理事業及び自家用廃油処理施設に関する事。
- 五十一 日本国有鉄道の監督に関する事。
- 五十二 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車に関する免許、特許、許可及び認可に関する事。
- 五十三 地方鉄道及び軌道の補助その他の助成に関する事。
- 五十四 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の運輸及び運転並びにこれらの施設及び車両の整備に関する事。
- 五十五 地方鉄道、軌道、専用鉄道、索道及び無軌条電車の安全の確保及び運転事故に関する事。
- 五十六 地方鉄道及び軌道の係員の職制、服務及び資格に関する事。
- 五十七 自動車運送事業、自動車道事業、通運事業及び通運計算事業に関する免許、許可及び認可に関する事。
- 五十八 自動車運送取扱事業に関する登録及び認可に関する事。
- 五十九 自動車ターミナルに関する事。
- 六十 軽車両等運送事業の発達、改善及び調整に関する事。

- 六十一 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関する事。
- 六十二 自家用自動車の使用の調整に関する事。
- 六十三 道路運送及び道路運送車両と道路との関連に関する調査及び研究に関する事。
- 六十四 自動車の登録及び自動車抵当に関する事。
- 六十五 道路運送車両の整備及び検査に関する事。
- 六十六 自動車車庫に関する事。
- 六十七 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に関する事。
- 六十八 自動車分解整備事業の認定、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に関する事。
- 六十九 第五十七号から前号までに掲げるもののほか、道路運送車両の使用及び保安並びに道路運送車両による公害の防止に関する事。
- 七十 鉄道、軌道、道路運送その他の陸運の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の生産（自動車及び原動機付自転車の製造を除く）、流通及び消費並びにこれらの陸運機器の生産に関する事業に関する事。
- 七十一 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関する事。
- 七十二 自動車損害賠償保障事業に関する事。
- 七十三 第三号から第六号まで及び第五十一号から前号までに掲げるもののほか、鉄道、軌道、道路運送事業、通運事業、通運計算事業その他陸運の発達、改善及び調整に関する事。
- 2 地方運輸局においては、前項に掲げるもののほか、臨時の事務として次の事務をつかさどる。
- 1 所掌事務に関する労働物資に関する事。
- 2 連合国財産の返還等に関する政令の規定に

よる連合国財産である船舶の保全及び返還その他対外関係事務に係る船舶に関すること。
第四十一条中「海運局」を「地方運輸局」に、「内部組織」を「組織」に改める。

第四十二条第一項を次のように改める。

政令で定める地方運輸局の所掌事務(第四十条第一項第十号から第五十号まで及び同条第二項第二号に掲げる事務並びにこれらの事務に係る同条第一項第一号から第九号まで及び同条第二項第一号に掲げる事務であつて、当該地方運輸局の管轄区域の全域にわたる調査並びに企画及びその実施の調整その他の政令で定める事務以外のものに限る。)のうち、政令で定める区域に係るものを分掌させるため、海運監理部を置く。

第四十三条の見出しを「(海運支局等)」に改め、同条中「海運局」を「地方運輸局」に、「支局」を「海運支局」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十七条から第四十九条まで 削除

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条ノ四中「海運局」を「地方運輸局」に、「支局」を「海運支局」に改める。

第三十三条ノ五から第三十三条ノ十一まで、第三十三条ノ十二ノ二、第三十三条ノ十三、第三十三条ノ十四から第三十三条ノ十六まで、第五十二条ノ二、第五十二条ノ三及び第五十二条ノ三中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号百二中「陸運局長」を「地方運輸局長」に改める。

運輸局長」に改める。

別表第四第二号四十一中「海運局長」を「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」に改める。
(災害救助法の一部改正)

第四条 災害救助法(昭和二十二年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十四条中「陸運局長又は海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第五条 職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「海運局」を「地方運輸局」に改め、同条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(船員職業安定法の一部改正)

第六条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第十条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第十一条及び第十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第十六条から第二十一条まで、第二十三条から第二十五条まで、第二十九条(見出しを含む。)、第四十三条、第四十四条、第四十六条、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十一条、第六十三条及び第六十七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「陸運局」を「地方運輸局」に改める。
(水先法の一部改正)

第八条 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十六条中「海運局」を「地方運輸局」に、「海運支局」を「地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局」に、「海運局等」を「地方運輸局等」に改める。

第二十七条及び第二十八条中「海運局等」を「地方運輸局等」に改める。

第三十条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(労働組合法の一部改正)

第九条 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第十条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五十四条中「海運局長又は海運支局長」を「地方運輸局長又は地方運輸局海運支局長」に改める。

(港湾運送事業法の一部改正)

第十一条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第七条中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第七条の三、第十六条の三及び第三十条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第十二条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第四十条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(地方行政連絡会議法の一部改正)

第十三条 地方行政連絡会議法(昭和四十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第七号中「陸運局」を「地方運輸局(海運監理部を含む。)」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 削除

(船員災害防止活動の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 船員災害防止活動の促進に関する法律(昭和四十二年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第六十四条中「海運局長」を「地方運輸局長」に、「海運支局長」を「地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局長」に改める。

第六十五条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正)

第十五条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」に、「海運支局長」を「地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局長」に改める。

(沖繩開発庁設置法の一部改正)

第十六条 沖繩開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「海運局」を「地方運輸局」に改め、同号中トを削り、チをトとし、同条第二項中「チまで」を「トまで」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第十七条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「海運局長」を「地方運輸局長」に、「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第十一条中「海運局」を「地方運輸局」に改める。
(船舶のトン数の測定に関する法律の一部改正)

第十八条 船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「海運局長」を「地方運輸局長」「海運支局長」を「地方運輸局長又は海運監理部の海運支局長」に改める。

（本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正）

第十九条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

第二十五条中「海運局長」を「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」に改める。

（特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正）

第二十条 特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（昭和五十八年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条及び第二十五条中「海運局」を「地方運輸局」に改める。

第二十七条中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

（地方鉄道法等の一部改正）

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「陸運局長」を「地方運輸局長」に改める。

一 地方鉄道法（大正八年法律第五十二号）第三十六条ノ三

二 軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十五条

三 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第六十四条

四 通運事業法（昭和二十四年法律第二百四十一号）第三十六条

五 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二百二十二条及び第二百二十二条の二

六 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三十四号、第三十六号の二、第四十三号、第五十二号から第五十四号まで、第七十八号から第八十二号まで、第八十七号、第八十八号、第九十二号から第九十四号の四、第九十七号の四、第九十七号の三、第九十七号の四、第九十七号及び第九十五号

七 道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四十四号）第二十条

八 建設機械抵当法（昭和二十九年法律第九十七号）附則第六項

九 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第八十四号

十 自動車タミナル法（昭和三十四年法律第三百三十六号）第三十七号

十一 道路交通法（昭和三十五年法律第五十号）第六十三号

十二 道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律（昭和三十一年法律第九十九号）第五条及び第七号

十三 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十一号）第七号、第八号及び第十七号

十四 タクシー業務適正化臨時措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第五十四号

十五 自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第九号及び第十号

（船舶安全法等の一部改正）

第二十二号 次に掲げる法律の規定中「海運局長」を「地方運輸局長」に改める。

一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第十九号ノ六

二 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第九号

三 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）第四十五号の二及び第四十五号の三

四 造船法（昭和二十五年法律第二十九号）第十号及び第十一号の二

五 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第四十九号及び第五十号

六 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第八号から第十四号まで、第二十二号、第二十五号及び第二十六号

七 船舶職員法（昭和二十六年法律第四百九十九号）第二十七号

八 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第二十六号の二

九 内航海運業法（昭和二十七年法律第五百一十一号）第二十九号及び第二十九号の二

十 離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第十六号

十一 臨時船舶建造調整法（昭和二十八年法律第四百四十九号）第五号

十二 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第二十六号

十三 内航海運組合法（昭和三十二年法律第六十二号）第六十八号

十四 中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）第一百号

十五 小型船舶業法（昭和四十一年法律第九十九号）第二十三号

十六 油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第四十四号

十七 資金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十六号

十八 漁業再建整備特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）第十七号

十九 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第六号

（経過措置）

第二十三号 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長（以下「支局長等」という。）又は海運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この条において「処分等」という。）は、政令（支局長等がした処分等

にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は地方運輸局長若しくは海運監理部の海運支局長その他の地方機関の長（以下「海運支局長等」という。）がした処分等とみなす。

第二十四号 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は海運局長に対してした申請、届出その他の行為（以下この条において「申請等」という。）は、政令（支局長等に対してした申請等にあつては、運輸省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれ法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に対してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月二十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願（第一五七号）

一、元上海日本大使館嘱託に対する恩給支給に関する請願（第一八七号）

一、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願（第一九六号）

第一五七号 昭和五十九年二月十四日受理 従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願

請願者 福島県双葉郡浪江町鬼久保三七ノ四 長谷川ミヨ 外六名

紹介議員 村田 秀三君

我々は、事変及び戦争中、国直属の従軍看護婦として、陸海軍病院に勤務中、緊急転属命令を受けて外地に派遣され、各地域の陸海軍病院に配属後、日赤・陸海軍の別なく医療に従事中終戦とな

つた。昭和五十四年度に元日赤従軍看護婦への慰
労給付金支給と同様の処遇をと訴えた結果、昭和
五十五年度には実態調査が実施され、昭和五十六
年度から慰労給付金支給の措置が実現した。しか
し、現在の生活状況を振り返ると、終戦後、不本
意ながら外地で長期抑留生活を余儀なくされ、婚
期を逸し、一人でや々と明け暮れている多数の
者、また、身体を悪くし、就職も思うに任せず
にいる者など、高齢化と、社会構造環境が大きく変
化しているなかにあつて、老後への不安が大き
く、切実な問題が残されている。ついで、第一
線で働いた従軍看護婦を、恩給法に準じた対象と
し、次の事項について実現を図りたい。
一、在職年十二年未満(加算年を含む)の者が多く
いるので、これらの者に対しても善処するこ
と。

二、外地在職期間を各種公的年金に通算する措置
を講ずること。
三、年々物価の上昇が激しいなかで、慰労金の目
減りを防ぎ、実質価値を維持するための改善措
置を講ずること。

第一八七号 昭和五十九年二月十五日受理
元上海日本大使館嘱託に対する恩給支給に関する
請願

請願者 東京都北区志茂二ノ五六 矢島
理 外二名

紹介議員 安井 謙君
日支事変の戦況の拡大処理対策として、統後と民
生安定が最大の問題となり、我々は国の要請によ
り内地在勤中の者から選抜され現職を辞し元在支
特務機関及び在上海日本大使館嘱託として治安工
作に昼夜心血を注いだ。ついで、外地勤務の公
務員だからと軽視することなく、元上海日本大使
館嘱託に対し、昭和二十九年四月にさかのぼり即
時恩給を支給されたい。(資料添付)

第一九六号 昭和五十九年二月十六日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する

請願

請願者 東京都板橋区仲宿四八ノ一三 吉
岡シズエ 外三十二名
紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。
二月二十五日予備審査のため、本委員会に左の案
件が付託された。
一、郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四
号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項中「地方貯金局」を削り、同
条中第七項及び第八項を削り、第九項を第七項と
し、第十項を第八項とし、同条に次の一項を加え
る。

9 地方郵政局の事務の一部を分掌させるため、
所要の地に、貯金事務センター又は簡易保険事
務センターを置く。
第七条第七項中「地方貯金局、地方簡易保険局
及び郵便局並びに」を削り、同項を同条第九項と
し、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中
「地方支分部局の事務」を「地方支分部局(貯金事
務センター及び簡易保険事務センターを含む。以
下同じ)の事務」に改め、同項を同条第七項とし、
同条第四項の次に次の二項を加える。

5 郵便局の名称、位置、管轄区域、所掌事務の
範囲及び内部組織は、郵政大臣が定める。
6 貯金事務センター及び簡易保険事務センター
の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織並
びに貯金事務センターの管轄区域は、郵政大臣
が定める。

附則
1 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行
(施行期日)

する。

(地方自治法の一部改正)
2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)
の一部を次のように改正する。
第二百五十六條第七項中「地方貯金局、地方簡
易保険局」を「貯金事務センター、簡易保険事
務センター」に改める。
(郵便貯金法の一部改正)

3 郵便貯金法(昭和二十二年法律第四百四十四
号)の一部を次のように改正する。
第十九條中「受入及び払出」を「受入れ及び
払出し」に、「地方貯金局又は沖繩郵政管理事務
所」を「沖繩郵政管理事務所又は貯金事務セン
ター」に改める。
(郵便振替法の一部改正)

4 郵便振替法(昭和二十三年法律第五十九号)
の一部を次のように改正する。
第二十三條中「地方貯金局」を「貯金事務セ
ンター」に、「且つ」を「かつ」に改める。
(郵便振替法の一部改正)

5 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の
一部を次のように改正する。
第八條第二項中「地方貯金局」を「貯金事務
センター」に改める。
(郵便貯金法又は郵便振替法の一部改正に伴う
経過措置)

6 この法律の施行前にこの法律による改正前の
郵便貯金法又は郵便振替法の規定により地方貯
金局がした催告、承認その他の行為(以下この項
において「催告等」という)は、この法律による
改正後の郵便貯金法又は郵便振替法の規定によ
り貯金事務センターがした催告等とみなす。

7 この法律の施行前にこの法律による改正前の
郵便貯金法又は郵便振替法の規定により地方貯
金局にした請求その他の行為(以下この項にお
いて「請求等」という)は、この法律による改
正後の郵便貯金法又は郵便振替法の規定により
貯金事務センターにした請求等とみなす。
(簡易生命保険法の一部改正)

8 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八
号)の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「地方簡易保険局長、地方郵
政局長、沖繩郵政管理事務所長又は郵便局長」
を「地方郵政局、沖繩郵政管理事務所、簡易保
險事務センター又は郵便局長」に改める。
(郵便年金法の一部改正)

9 郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)
の一部を次のように改正する。
第三條第二項中「地方簡易保険局長、地方郵
政局長、沖繩郵政管理事務所長又は郵便局長」
を「地方郵政局、沖繩郵政管理事務所、簡易保
險事務センター又は郵便局長」に改める。
(簡易生命保険法又は郵便年金法の一部改正に
伴う経過措置)

10 この法律の施行前にこの法律による改正前の
簡易生命保険法又は郵便年金法の規定に基づい
て地方簡易保険局長がした簡易生命保険又は郵
便年金の契約上の権利義務に関する行為は、こ
の法律による改正後の簡易生命保険法又は郵便
年金法の規定に基づいて簡易保険事務センター
の長がしたこれらの行為とみなす。

三月二日本委員会に左の案件が付託された。
一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に
関する請願(第二二〇号)(第二三〇号)(第二
三二号)(第二三三号)(第二三四号)(第二三六
号)(第二三七号)(第二三八号)(第二三九号)
(第二四六号)(第二四七号)(第二四八号)(第
二四九号)(第二五五号)(第二五六号)(第二五
七号)(第二六三三号)(第二六四号)(第二六五
号)(第二七〇号)

一、退職後の生活安定のための共済年金等自動
スライド制法制化等に関する請願(第二七六
号)

一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に
関する請願(第二八三号)(第二八四号)

第二二〇号 昭和五十九年二月二十日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪市東住吉区今川一ノ五ノ三
大浦朝雄 外三十四名
紹介議員 村田 秀三君

人事院勧告凍結と連動させた年金スライドの凍結は、千九百万人といわれる年金生活者に深刻な生活苦と不安を押し付けている。また、スライド凍結を手始めに共済組合の統合を突破口として国民の年金制度の全面改悪を計画している。これは公務員等労働者に対しての重大な契約違反であるばかりでなく老後生活を破壊し、ただでさえ苦しい家計を圧迫することになる。我々は、このような年金改悪を絶対に許すことはできない。ついでには、よりよい制度に改善するため、千九百万人の公的年金受給者の生活を脅かす年金スライド凍結を行わないようにされたい。

第二三〇号 昭和五十九年二月二十日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府堺市金岡町一、八〇二ノ一六 久亮 外三十四名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三二号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府高石市羽衣五ノ一ノ二二
中垣雅雄 外三十四名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三三三号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪市港区築港三ノ四ノ二ノ一

三〇 吉村幸雄 外三十四名
紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三四号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 奈良県大和郡山市小泉町六〇二ノ六 戸知谷和夫 外三十四名
紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三六号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪市旭区大宮三ノ一〇 青木 正三 外二十九名
紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三七号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 奈良県北葛城郡広陵町沢五三三ノ一 川瀬富男 外三十四名
紹介議員 久保田真由君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三八号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府東大阪市御厨南二ノ五ノ三九 原田義人 外三十九名
紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二三九号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願

請願者 大阪市此花区西島三ノ一〇ノ一 九 大和健一 外三十四名
紹介議員 上野 雄文君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四六号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府吹田市古江台五ノ五ノBノ二七ノ一〇五 河口宏 外三十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四七号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府鶴見区横堤四ノ二八ノ四 三 横とよ子 外三十四名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四八号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府富田林市山中田三六八 吉田昌司 外三十七名
紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二四九号 昭和五十九年二月二十一日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府枚方市星丘四ノ二二ノ一ノ二〇一 西村正昌 外三十名
紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二五五号 昭和五十九年二月二十二日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府北區池田町一ノ二ノ七六 八 吉田茂 外三十二名
紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二五六号 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府守口市馬場町一ノ二六 隅田稔久 外三十四名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二五七号 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府枚方市長尾台二ノ一六ノ三 松本恒男 外九名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二六三三号 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府生野区舍利寺三ノ四ノ六 芳井千代子 外三十四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二六四号 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願
請願者 大阪府西成区長橋二ノ一ノ四ノ五〇四 日下勝子 外三十四名
紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二六五号 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府枚方市南中振一ノ八ノ九
池沢幹雄 外三十六名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二七〇号 昭和五十九年二月二十二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪市東住吉区住道矢田二ノ三
ノ一二 辻田清 外三十四名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二七六号 昭和五十九年二月二十三日受理
退職後の生活安定のための共済年金等自動スライド
下制法化等に関する請願

請願者 東京都練馬区下石神井一ノ三七
二 加藤孝一 外一万三千百十四
名

紹介議員 藤井 恒男君

急速に高齢化社会に向かっている我が国において、高齢者の福祉を向上させることは急務であり、その基本は、高齢者を落ちこぼれにすることなく、経済的にも精神的にも充実させることである。そのためには、生活できる年金の給付水準、再び活躍できる雇用の強化及び高齢になつても健康を維持できる保健・医療政策の三つが、相互に密接な連携を保ちつつ推進されることが極めて重要である。ついでには、その一環として次の事項について実現を図らねばならない。

- 一、共済年金等(恩給を含む)の自動スライド制(二年遅れの改定の解消)を法制化するとともに、改定実施時期は、四月に回復すること。
- 二、遺族年金等(扶助料を含む)の給付水準については、遺族の生活実態を考慮して、八十パーセントに引き上げること。

三、恩給・年金生活者の所得税・住民税等について課税の減免を図ること。なお、老年者年金特別控除制度(七十八万円)は、控除額の引上げを図り、福祉税制度として存続すること。また、退職金による預貯金の利子は課税対象からははずすこと。

四、寒冷地域の年金受給者に対し、年金のほかにも寒冷地手当相当分を措置すること。

第二八三号 昭和五十九年二月二十三日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 岩手県下閉伊郡田老町乙部第一
地割五一ノ一六 菅原究諸 外十
四名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第二八四号 昭和五十九年二月二十三日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府泉大津市二田町一ノ九ノ
一八 井上芳治 外二十九名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第三〇八号)(第三二四号)

一、人事院勧告の完全実施等に関する請願(第三一六号)

一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願(第三二〇号)(第三二六号)(第三三二号)(第三三四号)(第三三五号)(第三四一
号)(第三四六号)(第三八〇号)

第三〇八号 昭和五十九年二月二十四日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 福島県会津若松市指町黒川橋本
甲一、三五四 大竹富次

紹介議員 村田 秀三君

旧満州棉花協会、旧華北棉産改進会(旧棉花増産
実行委員会を含む)及び旧華中棉産改進会を恩給
法の外国特殊機関に指定されたい。

理由

旧満州棉花協会、旧華北棉産改進会及び旧華中棉
産改進会(以下本会という)は、戦時下において、
我が国の必需資源である棉花確保のため、日中政
府合意のもとに中国政府の棉花行政の代行機関と
して満州、華北及び華中(以下中国という)にそ
れぞれ設立された。本会は、純公益団体として常
時綿作農民と接し、主として優良種子の生産と配
付及び栽培技術の現地指導、綿花改良及び増産に
必要の試験研究、技術指導員の養成、事業推進に
必要の企画・調査等の事業を行い、役員は中国政
府の要人を主とし日本側はこれを助ける形がとら
れ、日系上級職員も、農林省、大学等から推薦を
受け招へい又は出向の形式がとられた。また、経
費は中国政府資金を基とし、日本政府資金はほぼ
同額負担であった。そして戦時下にあつて農業開
発の平和部隊として、職務上治安不十分な農村地
帯にもかかわらず綿農指導の任務を遂行したため
犠牲者も少なくはなかつたが、その結果中国の棉花
改良及び増産とその確保に画期的な役割を果たし
た。本会職員は、在外期間が恩給年数に計算され
ないため、不利益は大きく、恩給年数に達しない
者もある。そのため、昭和五十四年の第八十九回
国会以降毎国会請願を続けてきた。その結果、第
九十三回国会において参議院で、第九十四回国会
以後は衆参両院で採択されている。更に、昭和五
十六年四月、恩給法等の一部を改正する法律案に
関して「外国特殊機関の未指定分の件について速
やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。」
との附帯決議がなされた。(資料添付)

第三一四号 昭和五十九年二月二十四日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指
定に関する請願

請願者 東京都杉並区堀ノ内一ノ八ノ三
ノ二二二 伊藤昂五郎

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第三〇八号と同じである。

第三一六号 昭和五十九年二月二十四日受理
人事院勧告の完全実施等に関する請願

請願者 横浜市西区宮崎町二五横浜市従業
員労働組合内 渡辺勇夫 外四千
五百名

紹介議員 内藤 功君

人事院勧告凍結や実質増税、第二次臨時行政調査
会の答申に基づく国民生活の切捨てによつて生活
は苦しくなつてきている。政府は、軍事費を削つて人
事院勧告を完全実施し、教育・福祉関係予算を拡
充するなど国民生活を守るべきである。ついで
は、次の事項について実現を図らねばならない。
一、公務員資金の抑制をやめ、人事院勧告を完全
実施すること。
二、恩給のスライド制を堅持すること。

第三二〇号 昭和五十九年二月二十四日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府城東区野江三ノ八ノ一七
長谷浩 外三十四名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三二六号 昭和五十九年二月二十五日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府吹田市佐竹台一ノ四ノA
ノ一二ノ三〇七 森下真也 外三
十四名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三二号 昭和五十九年二月二十七日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 大阪府箕面市新稲一ノ一七ノ一
四 田村英太郎 外三十四名
紹介議員 片山 基市君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三四号 昭和五十九年二月二十七日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 大阪市西淀川区姫島二ノ一三ノ
三五 佐貫利一 外十五名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三三五号 昭和五十九年二月二十七日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 大阪市港区池島二ノ一三ノ
一 下良雄 外二十六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三四一号 昭和五十九年二月二十八日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 兵庫県尼崎市南武庫之荘二ノ
五ノ九 西田哲 外三十三名
紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三四六号 昭和五十九年二月二十八日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 大阪府守口市梅町二九ノ五 竹
谷一雄 外三十六名

紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第三八〇号 昭和五十九年二月二十九日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 大阪府富田林市西板持七八二ノ一
一 尾崎兵次 外二十九名
紹介議員 糸久八重子君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願(第四三五号)
一、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願(第四三八号)(第四三九号)
一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願(第四四〇号)

一、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願(第四四八号)(第四四九号)(第四五〇号)(第四五一号)(第四九六号)(第五〇〇号)(第五〇一〇号)(第五〇二一〇号)(第五〇二二八号)
一、退職後の生活安定のための共済年金等自動スライド制法制化等に関する請願(第五三八号)

一、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願(第五七四号)(第六一八号)(第六二四号)
一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願(第六二五号)

第四三五号 昭和五十九年三月二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町榎原一、八
二ノ二四九 犬伏博 外三十三名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第四三八号 昭和五十九年三月二日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 千葉県習志野市鷺沼三ノ六ノ一
二 伊藤ヤエ 外二十名
紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第四三九号 昭和五十九年三月二日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 福岡県筑後市尾島五五八 榎原ト
ミノ 外六名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第四四〇号 昭和五十九年三月二日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願
請願者 大阪府枚方市中宮山戸町一ノ
二八 山中修 外三十二名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第四四八号 昭和五十九年三月二日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 山梨県甲府市美咲一ノ一一ノ二
六 遠藤す江 外三十一名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第四四九号 昭和五十九年三月二日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 栃木県鹿沼市西沢町一、四四五
ノ一〇 狐塚ハマ 外六名
紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第四五〇号 昭和五十九年三月二日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 徳島市新浜町三ノ一ノ七三 新
開富子 外六名
紹介議員 亀長 友義君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第四五一号 昭和五十九年三月二日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 広島県神石郡三和町階見一三七
藤岡ヨシイ 外六名
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第四九六号 昭和五十九年三月三日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 香川県高松市池田町八四一ノ二
五 久下キミエ 外六名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第五〇〇号 昭和五十九年三月三日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町九ノ三
六 内山タカ 外六名
紹介議員 源田 実君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第五一〇号 昭和五十九年三月五日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願
請願者 香川県高松市宮脇町一ノ三二ノ
一九 岩野マツエ 外五名

紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第五二二号 昭和五十九年三月五日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願(三通)

請願者 長崎県西彼杵郡野母崎町脇岬五
七〇 木村和子 外十九名
紹介議員 堀江 正夫君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第五二八号 昭和五十九年三月六日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願

請願者 香川県三豊郡山本町辻一、〇四
七ノ一 原トナミ 外六名
紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第五三八号 昭和五十九年三月六日受理
退職後の生活安定のための共済年金等自動スライ
ド制法制化等に関する請願

請願者 広島県福山市伊勢丘四ノ一、四
四三 松下正司 外二万二千三百
九十五名
紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第五七四号 昭和五十九年三月六日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願

請願者 東京都台東区谷中三ノ二〇ノ一
四 吉田チヨノ 外二十名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第六一八号 昭和五十九年三月八日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願

請願者 東京都板橋区若木二ノ一三ノ三
四五 梨本いく 外六名
紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第六二四号 昭和五十九年三月八日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願

請願者 茨城県結城郡千代川村皆葉一、
一六六ノ七 椎名操 外六名
紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第六二五号 昭和五十九年三月八日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願

請願者 大阪市東成区深江北一ノ一一ノ
五 秋山洋一 外二十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

三月二十三日本委員会に左の案件が付託された。
一、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に
関する請願(第六三二号)
二、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に
関する請願(第六三三号)(第六三四号)(第六
六九号)

一、旧国際電気通信株式会社の解散前に退職し
た社員に対する恩給法等の期間の特例通算に
関する請願(第七一七号)
二、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に
関する請願(第七四五号)

一、従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に
関する請願(第七五一号)
二、公的年金受給者の年金スライド凍結反対に
関する請願(第八三二号)

第六三二号 昭和五十九年三月九日受理

公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する
請願

請願者 大阪府堺市晴美台一丁二九ノ一二
ノ三〇七 和田勇三郎 外三十五
名
紹介議員 橋山 篤君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第六三三号 昭和五十九年三月九日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願(二通)

請願者 東京都練馬区大泉町二ノ二四ノ一
三 上ナカ子 外十三名
紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第六三四号 昭和五十九年三月九日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願

請願者 島根県簸川郡大社町杵築西二、二
八五 森山廣子 外五名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第六六九号 昭和五十九年三月十二日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する
請願

請願者 島根県簸川郡斐川町直江町四、六
一八 土江一子 外八十四名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第七一七号 昭和五十九年三月十四日受理
旧国際電気通信株式会社の解散前に退職した社員
に対する恩給法等の期間の特例通算に関する請願

請願者 千葉県我孫子市つくし野三四一ノ
三五 井上清
紹介議員 二宮 文造君
政府の勅退職、終戦時の在外特殊機関の解体、

帰国の日より三箇月期限付身分消滅通告の会社退
職等戦中戦後二度にわたる衝撃的事実は、戦前に
通信省を勧奨により退職して国際電気通信株式会
社に派遣され南方占領地域等の在外特殊機関に所
属し、陸海軍の軍政臨時通信に関与した旧通信官
吏の身の上である。このような国及び国際電気通
信株式会社の使用主責任における度重なる犠牲の
事実も、政府機関の世代の交代とともに請願者ら
を会社の自己便宜退職者とみなすためか昭和三十
七年代の特例措置においても積み残されている。

この事実に対する誤解の一端をなす昭和二十二年
法律第五十一号(国際電気通信株式会社等の社
員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩
給法の特例等に関する法律)は、官吏の経験のな
い社員を恩給公務員化するものであり、この法律
こそ請願者らの一切の歴史的事実を隠す作用をし
立法政策の正常な進展を阻害する誘因となつてい
る。国際電気通信株式会社が政府の特命による外
国における電気通信事業の経営であつた法的事
実、その事業体が外国特殊法人準備機関及び政府
政策代行機関の性格を併有する在外特殊機関であ
つて、南方占領地域等の軍政臨時通信に關与した
事実、多数の機関所属職員は通信省等を勧奨退職
し会社の在外特殊機関に派遣された事実及び所属
機関の終戦による現地解体に伴い帰国の日より三
箇月期限付身分消滅通告の強制退職が行われ各人
自力により通信省に復帰した事実は、いづれも会
社史並びに職員の人事記録に明確に厳存しており、
十分に証明にたえうるものである。戦中戦後
の二度にわたり国策の犠牲に供した国・国際電気
通信株式会社の使用主の責任・強制退職の繰返
し、陸海軍の軍政臨時通信の関与では、一部支那
事変下に従軍記章授受を受ける等軍属囑託の職責
にあつた事実をもつても、他の立法措置置済みの
在外特殊機関職員に対し十分に比肩しうる資格
要件を具備するものである。国会においては、こ
の種の恩給制度について、昭和三十三年度から昭
和三十六年度にわたる四箇年の期間計画につき審
議され制度の補正の所要措置があり、昭和三十

十七年度には在外特殊機関のうち三公社と同種の業務を行うものに旧法にならう通算特例の枠の拡大について審議があり、昭和三十八年法律第百十三号（外国特殊法人職員期間のある者についての特例）恩給法附則第四十三条の措置をみ、更に昭和四十八年法律第六十号（外国特殊機関の職員期間のある者についての特例）恩給法附則第四十三条の二の措置をみるにいたつたが、いまだ同一の範ちゆうに属する請願者らの在外特殊機関が積残しとなつてゐる。ついでには、政府の勸奨により通信官吏を退職し国際電気通信株式会社に派遣され会社法第二条の外国における電気通信事業の経営体である在外特殊機関に所属、陸海軍の軍政臨時通信に關与し、戦後再び強制退職させられ自力で通信省に復帰した職員は恩給法・退職手当法の特例措置である通算の対象外におかれてゐるから、旧法の前例にならう恩給法附則並びに退職手当法施行令附則について所要の立法措置を講ぜられたい。（資料添付）

第七四五号 昭和五十九年三月十四日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府藤井寺市林一ノ一六五ノ三
一 本田幹雄 外三十二名

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

第七五一号 昭和五十九年三月十四日受理
従軍看護婦に対する恩給法に準じた処遇に関する請願

請願者 愛媛県松山市堀江町甲四五一ノ
二 山口みゑ乃 外三十九名

紹介議員 松垣徳太郎君
この請願の趣旨は、第一五七号と同じである。

第八三二号 昭和五十九年三月十五日受理
公的年金受給者の年金スライド凍結反対に関する請願

請願者 大阪府都島区東野田町五ノ一ノ一
九 石山富広 外三十九名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第二二〇号と同じである。

昭和五十九年四月四日印刷

昭和五十九年四月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K